

# 令和4年度 東北地方整備局管内 工事事故発生一覧（速報）

令和5年3月30日現在 企画部技術管理課

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
1	R4. 04. 12 (火)	10:55	道路維持工事	物損公衆	道路施設損傷	国道における切土法面の立木伐採中に、ある程度の高さまで切り下げた立木を倒したところ、隣接する立木の枝に絡まり国道側に向かって倒木した。倒木した立木が温度表示板への引込み線に接触し、引込み線のジョイント部が外れ、温度表示板への通電が出来なくなったものである。	・ルーチン作業の慣れによる危険予知不足があり、伐採後の木を倒す際の高さを具体的に決めていなかった。
2	R4. 04. 13 (水)	12:20	フィルダム工事	労働災害	— (物損公衆以外)	EL. 435m 盤の岩着CSGのモルタル吹付け作業に従事。アジテータ車待機中にホースを1本継ぎ足し、材料到着後に吹付けを再開した際、閉塞し跳ねたホースが右足膝、左足親指付け根に当り負傷した。	・アジテータ車の到着時間に空気がでていることをポンプ操作者と吹きつけ者の間で連絡不足があり、結果としてホース内の閉塞に気づけなかったこと。
3	R4. 04. 22 (金)	03:00	フィルダム工事	労働災害	— (物損公衆以外)	監査廊内のボーリンググラウチング作業に従事。ボーリングロッド引き揚げ作業中に右手首を挟まれ負傷した。	・経験の浅い作業員への安全教育や配慮が不足していた。 ・ロッドのブレーキに関して、適切な使用方法や作業手順となっていなかった。
4	R4. 05. 09 (月)	15:55	河川維持工事	物損公衆	一般車両損傷	堤防川裏側の法面をハンドガイド草刈機で除草していたところ、通行車両の運転手から、通過した際に助手席側窓ガラスに異音を感じ確認したところ、ガラス面に傷（損傷）がある旨の申し出があった。付近に他工事等はないため、除草機械からの飛び石と判断した。	・飛び石対策が不十分だったこと。
5	R4. 05. 10 (火)	09:35	建築工事	労働災害	— (物損公衆以外)	現場内北側外構部において作業員4名にて地中電線路の施工中、掘削が完了し配管敷設を行う為作業員1名が掘削部（幅1.0m深さ1.5m程度）に入り敷設作業を行っていたところ、掘削面が崩壊し作業員1名が崩れた土砂に埋没し被災したものの。	・土砂等が崩壊するおそれのある場所の危険防止措置が適正に講ぜられるよう、下請へ技術上の指導その他の必要な措置を講じていなかったこと。 ・掘削箇所の点検を行わせないこと。 ・地面より低い箇所の昇降について、安全措置を講じさせおらず、また掘削作業の危険（崩壊や流入）についての検討をさせていないこと。※指導票により加算措置 また、建築工事との調整不足で施工計画書とおりの施工ではなかったこと。
6	R4. 05. 12 (木)	10:35	舗装工事	労働災害	— (物損公衆以外)	側溝布設作業時、高さ調整の不調整プレートを設置しようと、3センチ程度側溝を吊上げし、不陸調整プレートを設置中に側溝内吊り金具がズレ、側溝と不陸調整プレートとの間に左手人差し指と中指第一関節から先を挟んで負傷した。	・玉掛の有資格者が吊り具の確認・再調整などを怠っていたこと。 ・吊荷の下に手を入れたこと。
7	R4. 05. 19 (木)	15:05	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	倒木等の恐れのある樹木を伐採し、伐採した枝等を3tダンプトラックに積込み、トラック荷台で伐採した枝をチェーンソーで小割している際、チェーンソーがキックバック（跳返り）し、左足の甲にあたり裂傷し出血したものの。	・経験が浅い作業員への安全教育や作業手順書の記載が不足していたこと。 ・ダンプトラック荷台上で不安定な姿勢のままチェーンソーで切断作業を行ったこと。
8	R4. 05. 25 (水)	13:45	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	盛土法面の雑木伐採作業において、チェーンソーを使用して切り倒した雑木の枝払を作業中、チェーンソーの刃が切れにくくなったが刃を研がずに作業を続け、力を入れて枝を切った勢いでチェーンソーの刃が雑木の横にあった左足に接触し、左足の土ふまずの上部を負傷したものの。	・チェーンソーの点検・管理に不備があった。 ・チェーンソー作業における作業姿勢や保護具着用などが適切ではなかった。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
9	R4.06.01(水)	14:40	河川維持工事	物損公衆	公共物損傷	伐採・伐木作業中、倒木した杉が橋梁に倒れ、高欄上部にぶつかり最上段手摺り1スパンを損傷させた。	・伐採の経験が浅い作業員への安全教育や配慮が不足しており、また予定外作業における指導も不充分だった。 ・作業手順書が未作成で伐採時の伐倒禁止法工が定められていないこと。結果、受け口が安易に橋梁側に設定されていたこと。
10	R4.06.11(土)	12:30	トンネル工事	労働災害	— (物損公衆以外)	トンネル坑内(切羽付近)において、風管の延長作業を終えた高所作業車を坑外へ退避していた。坑口付近では被災者が坑外へ向かって路盤の清掃作業をしており、これに気付いた運転席及び助手席に乗っていた作業員が清掃作業に参加しようと、高所作業車のサイドブレーキを引きエンジンを停止、降車して清掃道具を取りに坑外へ徒歩で移動した。その後高所作業車が無人の状態で坑口方向へ逸走し、被災した。	・安衛法29条 違反 関係請負人及び関係請負人の労働者が、この法律に違反しないよう必要な指導を行っていないこと。
11	R4.06.16(木)	16:40	ダム工事	物損公衆	架空線切断	仮設工事用道路の土砂置換作業を完了後、残土置場の残土整形作業を行おうと土砂置換作業で使用していた小型バックホウ(0.2m3級)で移動した。移動後、中型バックホウ(0.45m3級)へ乗り換え、残土置場へ移動しようとして、小型バックホウ(0.2m3級)を避けるためにブームを上げて旋回したところ、防災告知端末線(架空線)に接触し切断した。	・架空線接触防止の施工上対策が不足していた。(架空線前後の作業範囲分離が図られていなかった) ・誘導員(合図者)は配置されていたが、本作業外(移動など)において監視体制が取られていなかったこと。
12	R4.06.17(金)	16:34	道路改良工事	死傷公衆	— (物損公衆以外)	土砂運搬していたダンプトラック(10t)が現場へ入場するため右折したところ、対向車線を直進してきた一般車と接触した。接触した一般車は接触した勢いで反転しそのまま左側の田面へ転落した。	・運転手へ安全教育が行き届いておらず指導不足だった。
13	R4.06.22(水)	10:40	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	— (物損公衆以外)	ボーリング機材撤去・運搬作業中に沢部右岸を歩いている際に足を滑らせ転倒し、左手をついた際、左手小指基節骨を骨折した。	・作業員への安全教育が行き届いていなかった。
14	R4.06.23(木)	14:20	河川維持工事	物損公衆	露出線等損傷	肩掛け式草刈機で除草中、硬い草に刈刃が弾かれ、ブルボックス下の配管(2本)を切断し、水門堤内側CCTVの通信ケーブル1本、電源ケーブル1本を切断した。	・作業手順などにおける構造物周りの除草方法や既設構造物の事前確認・周知が不足していたこと。 ・構造物周辺を手刈りせず、機械作業(鉄刃)したこと。
15	R4.06.28(火)	14:30	道路維持工事	物損公衆	一般車両損傷	国道の上り線側を片側交互通行にて車道法肩部の除草作業を行っていた。加害者が肩掛け式の草刈機を使用して作業を行っていた際に、平行して設置していた飛石防護ネットの防護範囲外へ飛石が発生し、下り線を走行してきた被害者の車両の助手席側窓ガラスへあたり、物損事故が発生した。	・仕上げ刈りの高さが低いのに、防護ネット規格等が適切ではなく対策として不充分だった。 ・交通誘導員の合図・連絡が不明確だったこと。
16	R4.06.29(水)	09:06	トンネル工事	労働災害	— (物損公衆以外)	トンネル坑口部終点側において、トンネル工事のインバート工で使用する鉄筋を鉄筋搬入トラックから取り下ろし中、鉄筋搬入トラックの運転手がトラック荷台上で、荷台端部に移動した際に、足元にあった鉄筋でバランスを崩し、トラックの荷台から転落したものの。	・資材搬入(ONトラック)であることが現場作業員へ共有されておらず、作業手順書も記載不足であった。 ・高さが2m未満だが、トラック荷台作業における転落防止設備が不足していた。
17	R4.07.05(火)	11:00	河川維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	作業員はダム堤体左岸法面法尻部の平場における除草作業中において、刈払機(ナイロンコードカッター)の回転部分に絡まったツルを除去しようと刈払機のエンジンを停止し、刈払機の操作桿を左手で持ち、右手に持ったカッターナイフを自身の体方向に引いたところ、勢い余って左手甲を裂傷した。	・作業計画書などにおいて、除草作業における安全関係の指導が不充分だった。 ・カッターナイフの刃を自身の手や身体がある方に引いてしまった。

事故NO	発生日(曜日)	発時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
18	R4. 07. 05 (火)	15:00	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	片側交互通行の規制帯の中で、刈り払い機で除草作業をしていたところ、雑草に埋もれていた金属片(2 cm×2 cm×10 cm程度)を刈り払い機ではじき、近くで交通誘導を行っていた被害者の左脚部(スネ)に当たったもの。	・予定外作業(除草)に伴う安全教育不足だったこと。 ・除草作業時における安全対策(飛散防止ネット)に不備があったこと。
19	R4. 07. 11 (月)	10:40	電線共同溝工事	物損公衆	埋設物損傷	電線共同溝工事において支障となる歩道に埋設されている消雪管(コンクリート巻き立て)を撤去する作業をしていたところ、水道の引込管とバックホウのバケットが接触し、管を切断してしまっただけである。	・台帳確認や試掘も行っているが、現地が合わないことに対する想定がやや不足していた。
20	R4. 07. 26 (火)	09:18	道路附属物工事	労働災害	— (物損公衆以外)	道路標識工事において、コンクリート基礎の型枠資材を積んだ移動式クレーン車のおおりの作業員1人で開けようとしたところ、車両後方から補助作業をしようと急に被災者が現れおもりをつかもうとしたが、作業員が既に手を離し降りるタイミングとなり、かつ、おもりをつかむ位置が悪かったため、制することができず右手小指を挟んでしまい指尖部を切断した。	・経験の浅い作業員へ安全教育不足であった。またおもり開閉の手順などの詳細が作業手順書として不足していた。 ・重量物であるおりの開閉に関する作業手順や危険予知がなく、おりの開閉補助装置やストッパー等の安全装備もなく安全管理として不十分であった。
21	R4. 07. 28 (木)	10:30	舗装工事	労働災害	— (物損公衆以外)	県道で片側交互通行規制を実施していた際に、一般車両が交通誘導警備員の停止合図を無視して走行してきたため、交通誘導警備員が車両を追いかけて停止を促したが車両と接触して、その衝撃で転倒し車道舗装に顔を打ち付け、打撲及び左臉上裂傷の負傷をした。	・一般車両が誘導に従わない際に無理しない様な安全教育が不足していた。 ・日中の誘導では視認性が劣る誘導棒で対応していること。(旗未使用)
22	R4. 08. 02 (火)	14:20	道路改良工事	物損公衆	道路施設損傷	町上下水道課担当者立会のもと水道管の試掘を行っていたところ、バックホウで水道管を破損し、断水が生じたもの。(町上下水道課から出張所に連絡があり事案が判明)	・未熟練者に加えて作業進捗遅れで急ぎ作業など、安全意識がおろそかになっており、手順書確認や教育不足であったこと。 ・埋設位置が不明確であったにもかかわらず、手掘りをさせなかったこと。
23	R4. 08. 07 (日)	06:00	フィルダム工事	労働災害	— (物損公衆以外)	2次ストックヤードにおいて、夜勤作業終了により重機(バックホウ)降車時に足を滑らせ、昇降用ステップに右脛を打ちつけた。	・重機乗車時に昇降用ステップの泥落としを行うことをルール化していなかったこと。
24	R4. 08. 09 (火)	15:35	道路附属物工事	物損公衆	架空線切断	舗装工(レベリング工)を行っていた。バックホウ(0.45m3)にて大型ダンプから合材の荷卸し作業を行っていた際、国道を横断する架空線にアームが接触し電話線及び電柱を損傷。	・作業手順書において配置の記載がなく、現地の架空線対策も不足していたこと。 ・現地では合図者が作業を兼ねていたこと。
25	R4. 08. 09 (火)	12:20	フィルダム工事	物損公衆	工事車両損傷	発破掘削作業において、飛石が別途工事のバックホウに当たり、塗装が剥がれ、キズが付いた。	・横坑があることは認識していたが、それによって生じる危険予知が不十分であり、安全対策が不足していた。 ・横坑の位置・形状を正確に把握できていなかったため、抵抗線が短くなった箇所が結果として過装薬となった
26	R4. 08. 10 (水)	11:30	道路維持工事	物損公衆	環境汚染	雪崩対策箇所で地盤改良(高圧噴射攪拌工法)を施工中、改良材料が川に流出。改良材料が付近の川底に沈殿し、一部水流に乗って拡散した。	・排泥量が少ないと感じていたが作業中止の判断をしなかったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
27	R4.08.10(水)	07:50	道路維持工事	物損公衆	一般車両損傷	国道歩道の路肩法面の除草作業中、国道沿道の駐車場に駐車されていた乗用車のリアガラスを、草刈り機の飛び石により破損させた。(被害者の申し出により、車両損傷を確認。駐車場付近で除草作業以外に損傷原因を特定出来ず、受注者側で補償するもの。)	・養生ネットに損傷があり、また駐車場側へ養生ネットを設置しておらず、飛び石対策が不足していた。 ・施工箇所に応じた作業員の配置や作業機械の選定、飛び石の危険が高いところでも通常の通りの作業を行ったこと。
28	R4.08.23(火)	09:25	舗装工事	労働災害	— (物損公衆以外)	下請作業員5名でブロック張工の仕上げ作業を実施していた。作業は水抜きパイプの切断と目地仕上げであり被災者は電動工具(ディスクグラインダー)を使用して水抜きパイプ(VP-50)の切断作業を実施していた際に左手甲をディスクグラインダーで切創した。	・作業員が両手作業を不安定な体制で片手作業しており、作業手順等において安全教育不足だった。 ・保護具として切創対応の手袋を着用させていなかった。
29	R4.09.02(金)	11:00	フィルダム工事	労働災害	— (物損公衆以外)	CSG一次ストックヤードで敷き均しを実施していたブルドーザー(28t級)のオペレーターが、試験室のダンブトラック(2t)にCSG材を積み込むため、バックホウへ乗り換えを行った。この作業でブルドーザーから降りた際、水たまりで足をとられて右足首を捻った。	・職長からの無線指示が無しの作業となったため、定められた停車位置ではない場所へ重機を止めたり、省略行動を招いた。
30	R4.09.05(月)	16:50	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	当日の予定作業(残存型枠組立)が早めに終わったため、作業員が予定になかった渡り足場の解体作業を一人で行ったところ、巾木と中桟をはずした解体途中の状態で作業終了時間となり、足場をわたった作業員が足を滑らせ約1m下の工事用道路法面に転落して法面を滑り落ち、頭部右上を石にぶつけて出血した。作業終了したためヘルメットの顎ひもを緩めていた。	・予定外作業に対する安全教育が不足していた。 ・工事区域内でヘルメットを緩めたり、安全帯が使用されていなかったこと。
31	R4.09.08(木)	08:46	建築工事	労働災害	— (物損公衆以外)	工事現場の1階において、天吊りエアコン用のダクトチャンパー(500W×1400L×500H、接続口径300φ、総重量30kg)を2人で台車から高所作業車へ移そうと、チャンパーを持ち直した際に左肘がチャンパー丸ダクト接続口に接触し挫創したもの。	・人力で行う重量物の荷揚げについての安全意識が低く、安全教育不足であった。 ・接続部が鋭利な箇所の養生などがされていないこと。
32	R4.09.08(木)	12:00	道路改良工事	物損公衆	埋設物損傷	朝に立会で埋設物の位置(交差点旧隅切り部)を確認し、交差点新隅切り部の路床改良掘削中にTTKも把握していない箇所に埋設されていた鋼管1条(国道沿い埋設通信線の枝線)に穴を開け、中のポリ管が潰れた。	・立会で埋設管が無い連絡を受けているが、埋設管は施工場所と近接しており試掘で確認するべきだったこと。
33	R4.09.12(月)	09:00	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	作業前の看板設置の為に、作業用トラックの荷台の横あおりを開けた際、積んでいた看板固定用重りが落下し、左足の甲にあたり負傷。	・荷台の整理、資機材の積み降ろし方法のルール化するなどの教育が不足していた。
34	R4.09.13(火)	11:30	河川維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	ハンドガイド式草刈り機1台と肩掛式草刈り機5台を使用して堤防除草作業中、肩掛式草刈り機で除草作業をしていた作業員が、草刈り機の飛散防止カバーがずれているのに気づかず作業を続けていて、草刈り機の刈刃が石に接触した際、刃先チップ(5mm程度)が欠損し、作業員本人の右大腿部内側に飛散し負傷したものの。	・経験が浅く操作不慣れな機械作業における安全教育が行き届いていなかったこと。 ・作業中、飛散防止カバーがズレることを想定した使用方法が考慮されていなかったこと。
35	R4.09.14(水)	10:30	道路維持工事	もらい事故	— (物損公衆以外)	歩道工事にて、L型側溝の据え付け工事を行っていたところ、国道を走行してきた軽自動車、バリケードを跳ね飛ばし工事現場に突っ込み誘導員・作業員と接触した。	事故の要因なし(もらい事故被害軽減の対策は行う)

事故NO	発生日(曜日)	発時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
36	R4. 09. 14 (水)	14:30	河川・道路構造物工事	労働災害	— (物損公衆以外)	場所打ち杭工の当日分の作業が終了し、クレーンにより攪拌翼の片付け中(場所の移動)、つり上げていた攪拌翼を下ろした際に、攪拌翼が地面に立った(不安定な)状態になったため、再度吊り上げた後、下ろした際に、親フックに同時にかけていた攪拌ロッド吊り用金具(100kg程度)と攪拌翼の間に左手中指を挟み負傷したものの。	・作業手順書等において、細かい手順が省略されており安全教育として不足だったこと。 ・2種類の荷を1つのフックで同時に揚重したり、解釈ロープを使用しなかったこと。
37	R4. 09. 19 (月)	14:34	道路維持工事	物損公衆	埋設物損傷	損傷した線形誘導標の復旧作業として基礎設置のための掘削作業を行っていたところ、バックホウのバケットに引っかかりを感じてすぐに作業を中断した。状況を確認すると埋設管が5本あり、内3本とバケットが接触してケーブルの保護管を損傷した。	・事前確認として台帳等の埋設物確認がされておらず、安全対策されていないこと ・バックホウで一気に掘削しており、作業手順書で示された試掘手順が省略されていたこと。
38	R4. 09. 20 (火)	23:00	道路改良工事	物損公衆	道路施設損傷	工事現場で発生したAs 殻を4t ダンプトラックにて合材工場へ搬出後、工事現場へ戻る途中に携帯電話の着信音に気をとられ、町道の路肩脇の側溝へ脱輪し、東北電力のコンクリート柱と接触し破損させた。	・道路線形がよくない町道を運搬ルートに定めていたこと。
39	R4. 09. 26 (月)	13:05	道路改良工事	物損公衆	埋設物損傷	当現場において、ガードレールの支柱打込のため岩削機械により掘削を行っていたところ、地中に埋設されていた埋設管(FEP管)通線されていたものを切断してしまった。切断した線はCCTVカメラ用の電源ケーブル。	・事前調査の試掘やチェックリストでの確認を怠り、対策を講じていなかった。 ・埋設ケーブル等の管路が作業箇所下部及び付近に注意喚起や防護をしていなかったこと。
40	R4. 09. 27 (火)	12:00	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	道路施設損傷	国道の橋梁定期点検において、歩廊式橋梁点検車を桁下へ差し込む際に、主桁と点検車のゴンドラ上に設置してある操作盤の蓋が接触し、主桁下フランジの塗膜はがれ(60mm×20mm)及び操作盤蓋の歪みが発生した。	・オペレーターと同乗する点検員において、周囲の確認不足があったこと。
41	R4. 09. 28 (水)	22:30	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	下り線側にて、切土法面の立木の伐採作業を行っていた。伐採した木をダンプトラックへ積込むための前作業として、鉋を用いて枝払いを行っていた際、枝を掴んでいた左手の中指先端へ鉋が接触して負傷した。	・作業手順書等を含め、経験が浅い作業員へ技術的な指導を含めて指導が不足していた。 ・切創防護機能のある手袋を使用していなかった。
42	R4. 10. 04 (火)	14:30	電線共同溝工事	物損公衆	埋設物損傷	国道の市道との交差点部分で、電線共同溝工事の連系管路に伴う掘削をバックホウで行っている時に、GL-0.9mの位置に埋設されていた水道本管から約20cm上部に出ていた、φ25mmの廃止済み分水栓をバックホウにより破損し水道本管との取り付け部から漏水した。	・掘削作業の作業手順書は作成しているが、埋設物が存在する可能性のある箇所の掘削方法の詳細を定めていなかったこと。 ・埋設物が存在する可能性がある中で、機械・人力掘削の高さ変更をしたこと。
43	R4. 10. 04 (火)	15:25	道路改良工事	物損公衆	架空線切断	場所打函渠工の床掘り作業中、バックホウ0.7m級(ロング)のアームが架空線(光ケーブル、通信線)と接触し架空線を損傷させたもの。	・架空線付近での作業における危険性や独断で予定外作業を行わないような安全教育が不足していた。 ・重機合図者(架空線)を配置していなかった。
44	R4. 10. 11 (火)	11:00	道路改良工事	物損公衆	埋設物損傷	国道拡幅部分の盛土法面の厚層基材吹付工において、盛土の天端に親綱用のアンカー筋(径19mm、長さ1.2m)を1カ所あたり2本、10カ所を大ハンマーで70cm打ち込んだ際に道路情報ボディ管の4カ所に穴を開けた。(後日、アンカー撤去時に発覚)	・埋設物損傷防止の対策がとられていないこと。 ・掘削影響範囲に埋設物があることを下請けへ伝えていないこと。

事故NO	発生日(曜日)	発時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
45	R4. 10. 13 (木)	16:30	道路改良工事	労働災害	— (物損公衆以外)	仮設橋脚施工において、接合ボルト締付時に仮止め材であるシャコ万力(4. 3kg)がゆるみ、落下した。被災者は約20m下方にて直近の杭から3m程度離れて散水作業を行っており、シャコ万力落下時に1段下(2段目)の水平プレスにぶつかり、跳ねた後約15m落下して被災者の左手甲に接触した。	・上部作業時の下部への立ち入りの確認方法が曖昧であり、また飛来・落下防止対策が不足していた。 ・予定外作業により上下作業となっていた。
46	R4. 10. 25 (火)	09:50	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	国道歩道路肩の除草作業中、刈払い機で伐採した草木をダンプトラック(2t)へ積み積、枝葉が荷台からはみ出そうであったことから、路肩で枝葉を左手に持ち、右手の鋸で枝葉を切断しようとしたが、鋸が跳ねて左手甲を切ったものである。	・枝伐採作業や工具等の扱いに対する指導が不足していた。 ・耐切削手袋を着用させていた無かった。
47	R4. 10. 26 (水)	11:40	砂防・地すべり等工事	労働災害	— (物損公衆以外)	法面保護対策を施工中、ロックボルト削孔機の部品交換を行っている際に右手親指を挟んで裂傷。指は動くが出血あり	・予定外作業が発生した際の安全教育が不足していた。 ・電源を落とさずに交換作業したこと。
48	R4. 10. 27 (木)	14:40	河川工事	物損公衆	一般車両損傷	土砂運搬のダンプトラック(10t)が国道を通行中、道路工事により交通規制(左側車線規制 約30m)されていたため、右側車線を走行したが、交通規制区間を通過後も左側車線が混雑していたため、右側車線を約1.5km走行し、左側車線に戻ろうとした際に、左側車線走行中の一般車両(軽乗用車)に気づかず、一般車両の右側面に衝突したものの。	・作業手順書やKYなどで交通(車線変更等)の安全教育がされていない。 ・ダンプトラック運転手の車線変更時における後方・側面等、安全確認不足だったこと。
49	R4. 10. 20 (木)	11:00	道路改良工事	物損公衆	その他	他工区で地盤改良して発生した残土を当該現場に仮置きする為、0.7m級バックホウで盛り上がり整地中に、約40cmの改良塊が稲刈り前の隣接する田んぼに転がり落ちたと思われ、後日、田んぼ所有者がコンバインで稲刈り作業中に、改良塊を機械に巻き込み損傷したものの。	・改良土塊の転石が想定されており、飛散防止対策がされていないこと。 ・オペレーターは転石を把握していたが、関係者間での共有化されていないことや当該場所の安全巡視を行っていないこと。
50	R4. 11. 08 (火)	14:20	河川・道路構造物工事	労働災害	— (物損公衆以外)	側溝(幅450・高さ295)の延長測定に伴う準備作業を行っていた。延長測定のため、側溝に横梁を設置し芯出しをする作業のために側溝内を歩いたところ、足を滑らせて転倒してしまった。	・注意喚起がされていたが、作業員の安全意識が低く安全に対する指導が不足していた。
51	R4. 11. 17 (木)	16:00	電線共同溝工事	物損公衆	道路施設損傷	国道にて、電線共同溝工事の特殊部の埋戻し作業のため2車線規制で工事施工していた。作業終了後、1車線規制に変更し交通開放するため中央側車線で作業していたバックホウが歩道側車線に移動している時にバケットを上げたまま後進し、アームの上部に出ているホイスト部分が地上5mの位置にある案内標識板の下部に接触し、案内標識板を損傷させた。	・カラーコーンによる立入り禁止措置は行っていたが、予定外に作業手順上の配置から動かしたこと。 ・交通誘導員と作業員(監視員兼務)との明確な役割分担がされていないこと。
52	R4. 11. 19 (土)	15:50	役務作業	労働災害	— (物損公衆以外)	作業中、梯子を登った時に、梯子の片方の脚がのっていたパーティクルボードが折れて、梯子が傾き、とつさに右手で近くにあった梯子に手をかけた際に、自重で右肩を脱臼した。	・脚立を設置しても問題ない場所か確認不足であること。
53	R4. 11. 21 (月)	14:30	河川・道路構造物工事	死傷公衆	— (物損公衆以外)	自動車道にて通行止規制を伴う大型土のう撤去・運搬作業を実施。当該作業は14:00時点で荷下ろし作業まで終了し、一次下請の協力会社車両(備車)については当工事での作業終了とした。その後、備車は当工事から離れ別の作業へ向かう途中に、交差点にて右折待ちをしていた一般車両に前方不注意により追突事故を起こした。	・運転手へ安全教育が行き届いておらず指導不足だった。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
54	R4. 11. 22 (火)	15:40	鋼橋架設工事	労働災害	— (物損公衆以外)	地組ヤードに仮置きした桁上において、桁架設のための吊具の取付け作業中、クレーンメインブームを操作しながら補助ワイヤーを緩める手順であったが、この手順を怠り、補助ワイヤーを緩めずにクレーンメインブームを操作したため、補助ワイヤーにテンションがかかり破断し、補助ワイヤーで吊っていた吊具が作業員の足に倒れ込み負傷したものの。	・動きにくいスタッド上での吊り作業として、作業員の退避位置に配慮した作業手順書となっていなかったこと。 ・玉掛合図者(被災者)は、安全な位置への退避を完了する前に退避行動と同時にクレーンオペレーターに合図したこと。
55	R4. 11. 28 (月)	08:40	河川工事	物損公衆	一般車両損傷	掘削土砂運搬中の大型ダンプトラックが信号待ちで停車して、信号が青に変わり前の車両が前進したため発進したが、2台前の車両が動いていなかった為、前の車両は停止したが、ダンプトラックが気がつかず追突したものの。	・運転手へ安全教育が行き届いておらず指導不足だった。
56	R4. 12. 01 (木)	09:05	砂防・地すべり等工事	労働災害	— (物損公衆以外)	仮設で用いていた高耐圧ポリエチレン管φ2000mm、L=5mをユニック車へ積込作業中、荷台上の管を固定する作業をしていた作業員が車体左側から後部おおり板に手をかけながら右側へ移動していた際、荷台上の管が動き、おおりにかけていた左手の指を挟まれ被災したものの。	・若手及び外国人労働者に対する指導体制や安全教育が不足していた。 ・法令に違反しないまでも施工過程における不備・不適切等
57	R4. 12. 02 (金)	11:15	河川維持工事	死傷公衆	— (物損公衆以外)	土砂運搬中のダンプトラックが搬出先より現場に戻る途中、国道を走行中に左後輪タイヤ2本が外れ、タイヤが対向車線を走っていた一般車両に衝突した。	・運航点検表の体制などで点検項目が不足していた。 ・座金の錆びがナットの絞まり不足となっており、油を塗布するなどの整備不良があった。
58	R4. 12. 04 (日)	17:58	トンネル工事	労働災害	— (物損公衆以外)	トンネル坑内でのロックボルト打設作業終了後、ドリルジャンボが駐機位置への後退時に、ドリルジャンボ左側マンゲージがトンネル左側壁に接触し、接触を確認した職長(被災者)が声により停止の指示を行い、ドリルジャンボが停止したため、被災者はオペレーターへの注意とマンゲージの状況確認のため、ドリルジャンボ左側を通行した。その際、オペレーターは、左側マンゲージが側壁に接触した事に気づき、咄嗟に誘導員の指示が無い状態かつ移動前のクラクション合図を行わずに、ドリルジャンボを右旋回前進させたため、ドリルジャンボ左後側面がトンネル側壁側に膨らみ、被災者の胸部に接触し被災した。	・ドリルジャンボの詳細な駐機位置や立入禁止措置が図られていなかったこと。 ・被災者が誘導員オベに声だけの停止合図を送り、相互確認が行われないまま立入禁止範囲へ進入したこと。
59	R4. 12. 13 (火)	10:00	鋼橋架設工事	物損公衆	架空線切断	災害復旧橋梁工事において、大型土のうが不足したため急遽、運転資格を保有する作業員が機械運転と玉掛け作業を単独にて土のう仮置き場から積込み作業をした際、土のうを吊り上げたバックホウが通信ケーブルに接触してしまい、交通誘導員が制止の合図をしたにもかかわらずアームを動かしてしまったため、損傷(一部破断)したものである。	・架空線の防護措置、注意喚起看板等がされていなかった。 ・突発作業における安全教育や施行体制などが不足したまま、作業に従事させたこと。
60	R4. 12. 14 (水)	14:11	建築工事	労働災害	— (物損公衆以外)	工事現場の4階階段部分において、連結送水配管の支持架台を取付け、作業完了後に可搬式足場から降り、左足をつま先から着床した際に左膝に負荷がかかり負傷したものの。	事故の要因なし
61	R4. 12. 14 (水)	00:30	道路改良工事	労働災害	— (物損公衆以外)	4tユニック車の荷台に上がり信号機の取付金具を探していて、後ろ向きで荷台から降りようと踏み台として使用していた脚立の天端に左足をかけようとした時、右足が足元にあった塩ビ管に乗ってしまい滑り、バランスを崩したことで左足が脚立に乗らず、そのまま腰から地面に落下し負傷した。	・荷台への昇降手順が不足しており、安全教育が不足していた。 ・資機材の置き方や昇降設備の使用などにおいて、適切な使用をさせていなかった。
62	R4. 12. 15 (木)	14:07	道路維持工事	物損公衆	一般車両損傷	大雪警報発令中の吹雪のなか、除雪トラックが東北中央道10オンランプ合流部にて除雪作業を行っていたところ、後方に一般車両が停車した。その後除雪トラックが、ランプと本線の間の雪堤を除雪するため後退したところ死角の一般車両に気づかず衝突した。なお、バックモニターは雪で見えなかったため、ルームミラーによりバックした。	・バックモニターが見れない際、他の手段で死角や後方の確認方法をとらず、確認不足のまま後進したこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
63	R4. 12. 21 (水)	15:45	道路維持工事	物損公衆	工事車両損傷	東北中央自動車道チェーンベース内において、除雪作業の実技訓練中に除雪ドーザバックさせた際にペダル操作を誤り、後方に待機させていたロータリ除雪車に接触し、両車両が損傷した。	・詳細な訓練手順や計画がされておらず、また元請も手順等を確認していなかったこと。 ・ブレーキペダルの踏み間違いによる誤操作があったこと。
64	R4. 12. 23 (金)	10:05	道路改良工事	物損公衆	架空線切断	現場事務所駐車場を資材置場にて、現場完成後の資材の後片付け中、クレーン付バックホウ0.45m3を使用し資材を吊り上げ運搬、集積場所に荷下ろし後、バックホウを元の場所に戻す際にアームを上げたまま移動してしまい、上空のNTT架空線に接触し、接触・引っ張り事故を起こしてしまったものである。	・後片付けにおける安全意識が低かったこと。 ・元々の作業手順書にないバックホウにて、指定オペ以外の職員が誘導無しで移動操作したこと。
65	R5. 01. 05 (木)	13:05	道路改良工事	物損公衆	架空線切断	盛土作業を行うためにヤード内でバックホウを移動していた際に、アームが事業用地内を横断していた架空線(電力)3本のうち1本に接触したものの。	・架空線の事故防止対策が図られていなかった。 ・架空線直下の作業や移動に際し、監視員等の配置がされていなかった。
66	R5. 01. 06 (金)	13:30	鋼橋架設工事	労働災害	— (物損公衆以外)	ワイヤーブリッジ足場吊上げ後の作業で、作業員が手すりのたてじ単管を調整しようとしてクランプを緩めた際に、たてじの単管がはねて左手親指を負傷した。	・ワイヤーブリッジ吊上げ後、クランプを緩めた際に単管がはねる恐れがあることを予知・周知できていなかったこと。 ・ワイヤーブリッジ吊上げに先立ち、荷重がかかる箇所のクランプを先に緩めていなかった。
67	R5. 01. 05 (木)	21:05	道路維持工事	物損公衆	公共物損傷	凍結抑制剤散布作業に伴い、凍結抑制剤(塩)の追加積み込みを行うために、除雪ステーション敷地内に進入し車庫に向かうためにハンドルを右に切った際、凍結抑制剤散布車が滑り出したため慌ててブレーキを踏み操作不能となり電動シャッターへ接触した。	・除雪機械の出庫時や帰庫時の路面状況の確認を運転手任せであったこと。 ・当日の気温の変化について情報共有や路面凍結時等の安全対策が不十分であったこと。
68	R5. 01. 16 (月)	10:10	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	国道において、路面クラック処理を行うため、片側交互通行規制後、パワーゲート車荷台脇からガスポンペを下ろそうとしたところ、作業員がサイドバンパーに掛けていた左足を踏み外し、バランスを崩して転倒した。	・省路行動を起こさないよう教育不足であったこと。 ・手順書不足等により、パワーゲート車の適切な使用がされていなかったこと。
69	R5. 01. 19 (木)	13:50	道路改良工事	物損公衆	埋設物損傷	道路改良工事においてバックホウ床掘り作業中、国道下から引込まれている民家への水道管(SGPφ20)が想定していない箇所にあり、気づかずに破損し漏水する事故が発生した。民家への引込み管を事前に試掘調査せず、かつ機械合図者が他作業をしていたため、注意確認等を行わず掘削作業し破損させたものである。	・試掘調査など地下埋設物の事前確認等の不足であったこと。 ・合図者が他の作業をし、本来の役割を疎かにしていたこと。
70	R5. 01. 21 (土)	03:30	河川・道路構造物工事	物損公衆	工事車両損傷	橋下部工工事からタイヤショベルのサイドミラー(右)が破損している連絡があり、現地調査結果、破損しているサイドミラーの中に砕石交じりの雪が詰まっていたため、当工事の除雪作業によるロータリ除雪車の雪の噴出により破損と判断した。	・除雪作業における手順書が不十分であったこと。
71	R5. 01. 23 (月)	11:00	砂防・地すべり等工事	物損公衆	埋設物損傷	作業員は地すべり計測計器の雪囲い設置作業を行うための車両・資材置場を確保するため、歩行式ロータリ除雪機にて除雪をしている際、通行止めとなっている国道の側溝上に設置していた地すべり計測ケーブルを除雪機に巻き込み切断した。	・地すべり計測ケーブルの位置確認を怠っていたこと。 ・地すべり計測ケーブルを直接確認できる人員を配置しなかった。



事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
72	R5.01.26(木)	05:15	道路維持工事	物損公衆	公共物損傷	国道において、歩道除雪車でバス停を除雪中にバス停案内の公告板に雪切り板が接触し損傷させたものである。	・作業手順書やKY活動において安全教育の不足があった。
73	R5.01.31(火)	14:00	道路改良工事	物損公衆	道路施設損傷	工事車両の進入路下に埋設されているボックスカルバートの撤去に伴う、バックホウ・ブレイカーでの床掘、カルバート取り壊し作業中に照明灯の埋設配線ケーブルを切断した。切断に気が付かず、進入路となっている掘削箇所を早急に埋め戻した。	・埋設物損傷対策を怠っていた。 ・事前調査結果の反映漏れや作業員への共有漏れがあった。
74	R5.02.01(水)	07:00	道路改良工事	労働災害	— (物損公衆以外)	生コン工場敷地内において、散水車に地盤改良工の改良用水を汲むために車から降りて準備をし、散水車に水が貯まるまで車内で待機しようと散水車へ戻る途中で、凍結した路面で滑って転倒した。	・凍結に対する安全装備や対策が不足していた。
75	R5.02.01(水)	03:10	道路維持工事	物損公衆	道路施設損傷	除雪トラックの除雪作業において、ランプ合流部で後進移動していた際に後方から来た一般車両を通過させようと斜め後方に後進したところ、中央分離帯ワイヤーロープにプラウが接触し支柱1本を損傷した。	・運転手に作業手順や危険予知の不足・思い込みなどがあり安全教育不足 ・後進時などの注意喚起や、状況を把握する設備等の対策不足
76	R5.02.01(水)	15:50	道路維持工事	物損公衆	道路施設損傷	自動車道において、除雪トラックで車道除雪中にワイヤロープ式防護柵の端部と接触し、損傷させたものである。	・除雪作業において危険予測に基づく手順に不足があった。
77	R5.02.03(金)	09:05	建築工事	労働災害	— (物損公衆以外)	工事建物の屋上において太陽光発電パネル設置の施工中、屋上仮置き場から設置箇所に架台鋼材(長さ約4m)を2名で運搬していたところ、足元の雪で滑り転倒して被災したものの。	・作業エリアの作業前除雪が不十分だった。
78	R5.02.04(土)	13:30	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	自動車道の舗装工事のため夜間上下線を通行止めし、緊急車輛通行用の中央分離帯の緊急開口部を開けていた。舗装作業終了に伴い、開口部を復旧しようと3人でキャスター式ガードレールを移動していた。車輪が段差に引っかかった為力を加えて押したところ、ガードレールのバランスが崩れ転倒し、その際、1人の左足がキャスタープレートに挟まり被災した。	・当該作業における作業手順書や安全教育が不足していた。 ・照明設備を先に片付けてしまい、各作業員のヘッドライトのみで作業したこと。
79	R5.02.09(木)	20:20	道路維持工事	物損公衆	一般車両損傷	国道において運搬排雪後の除雪グレーダーによる残雪処理中に、片側交互通行規制で停車中の普通乗用車に除雪グレーダーの先端が接触し損傷させたものである。	・作業手順書・作業計画書において交通ルールへの指導が不足していた。
80	R5.02.11(土)	10:25	道路維持工事	物損公衆	道路施設損傷	国道において通常巡回中にランプ部を確認後、本線のパトロールに移るため河川管理用入口を利用しパトロール車を転回、後退させた際に巡回員が誘導を行わず、また運転手も後方確認が不十分だった為、ガードパイプ(国道道路付属物)の支柱に接触させ、車両の右側面ドア前後の変形、塗装剥離、擦過傷を発生させた。	・運転手が後退時の後方確認が不十分であったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
81	R5. 02. 17 (金)	09:00	舗装工事	物損公衆	埋設物損傷	旧国道において、橋梁撤去に伴う施工ヤード造成のための掘削中に、予期しない情報管路が確認され、その内部確認のためハンドカッターで作業中、NTTドコモ光ケーブル(サヤ管)1条を損傷させたものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋設物の確認が十分ではなかった。</li> <li>情報管路のボディ管の切断時の配慮が欠けていた。</li> </ul>
82	R5. 02. 18 (土)	15:10	法面処理工事	労働災害	— (物損公衆以外)	法面アンカーの受圧板(586kg)をクレーンで20cmの高さに持ち上げた状態で、チェーンの長さを調整しようとした。受圧板を吊っていた4つのレバーブロックのうちの1つのレバーブロックを被害者が操作した際に、操作ミスをし、チェーンが緩んで受圧板が被害者の左足甲に落下した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業手順書の設置手順不足があった。</li> <li>吊った状態でレバーブロックの操作をしていたこと。</li> </ul>
83	R5. 02. 21 (火)	10:55	河川工事	物損公衆	公共物損傷	河川工事の土砂運搬作業においてダンプトラックが堤防工事用道路を走行中、吹雪による視界不良により敷鉄板から脱輪して川裏側へ横転し、河川堤防を幅3m、延長10mにわたり損傷した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>吹雪による視界不良など異常気象時の作業中止基準を定めていないこと。</li> <li>狭小幅員の工事用道路の路肩に対して、注意喚起の設備等の対策がなかったこと。</li> </ul>
84	R5. 02. 21 (火)	17:30	河川・道路構造物工事	物損公衆	道路施設損傷	既設函渠の取壊しのためにバックホウ(0.7m3級)で施工箇所へ向かった際に、バックホウのアームの部分であげて走行していたところ市の看板に接触したものの。原因は、運転手が上方をよく見ておらず、不注意によるもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ走行のリスクアセスメントされておらず、作業手順書、作業計画書に走行に伴う安全対策が記載されていない。</li> <li>配置されている交通誘導員が誘導業務とは別の作業を行っていた。</li> </ul>
85	R5. 02. 22 (水)	05:57	道路維持工事	物損公衆	道路施設損傷	国道除雪作業において除雪グレーダーがブレードを縁石にあてて作業していたところ、誤操作により縁石から外れて歩道にあった道路照明灯に接触し損傷させたものであり、除雪車運転手の技術力(経験)不足、同乗の助手の役割分担不足などが原因と思われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>経験・技術力の不足や役割分担の欠落がみられ、作業手順、危険予知、安全教育の不足など安全管理に不備があった。</li> </ul>
86	R5. 02. 22 (水)	10:20	河川・道路構造物工事	労働災害	— (物損公衆以外)	場所打ち杭の施工準備中、杭内に設置するカゴ筋をヤード上に立てて仮置きしたところカゴ筋が倒れ被災者の足に接触。	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋カゴの製作手順(仮置き方法含む)が無く、作業手順の変更に伴うチェックも不十分であったこと。</li> <li>鉄筋カゴの結束が仮橋の振動や重機走行による衝撃で緩むことを想定しておらず、また転倒防止対策が不十分であった。</li> </ul>
87	R5. 02. 24 (金)	11:00	道路維持工事	物損公衆	露出線等損傷	運搬排雪作業中、除雪箇所に電話線と思われる線が一本雪の中に埋もれていた。近くに住む地主に何の線か聞いたところ、いまは使用していない電話線なので邪魔な時は切って良いといわれ、カッターで切断した。ソフトバンクからの依頼で現場確認に来た業者から切断した線が基地局に引き込んでいるNTTの通信光ケーブルだと知らされた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業手順書に不明な物を発見した時の対応手順が無かった。</li> <li>作業に支障となる物の調査、確認不足であった。</li> </ul>
88	R5. 03. 02 (木)	20:20	道路改良工事	労働災害	— (物損公衆以外)	夜間作業の朝礼終了後、交通規制開始前に被害者が自分の担当する車道出入口の状況を確認後、反対車線側の緑地帯に戻ろうと車道を横断した際、加害者車両に轢かれ被災した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置計画等が不明瞭であり安全教育不足であった。</li> <li>安全チヨッキを点滅させておらず、適切な使用がされていなかった。</li> </ul>
89	R5. 03. 06 (月)	08:15	トンネル工事	労働災害	— (物損公衆以外)	舗装コンクリート打設箇所で初期打設の人力バイブレータ締め込みが終了し、サイド型枠の調整確認をするのに後方へ移動するため円形水路(高さ約50cm)から降りた際、床付け面の砂利(φ100cm:敷き均し状態)に右足を乗り上げ足首をひねり受傷した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業手順書に、円形水路から監査路床への昇降に関する記載がなかった。</li> </ul>

事故 NO	発生日(曜日)	発生 時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
90	R5. 03. 22 (水)	00:30	道路改良工事	物損公衆	架空線切断	表層施工中、アスファルトフィニッシャに大型ダンプで合材を供給していた。供給が終わり、ダンプを前に出して荷台を下げた時に、架空線を巻き込む様に切断した。	確認中
91	R5. 03. 23 (木)	14:00	橋梁保全工事	物損公衆	埋設物損傷	舗装切断用カッターにて糠野目橋歩道橋付近の舗装を切断。16:40頃N T Tインフラネット通信よりドコモ回線が切断されている旨出張所に連絡あり。17:00現地にて情報BOX管路の切断状況を確認。	確認中

- ・業務履行中の事故を含む。港湾空港関係分含まず。
- ・速報であり、今後、修正・削除される可能性があります。